

印西市立中学校自動販売機設置業者募集要領

1 目的

この実施要領は、「印西市立中学校自動販売機設置に関する仕様書」(別添 1)に基づき、自動販売機を設置する事業者の募集を行うとともに、応募のあった事業者から設置を行う事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。

- ・電子交換所(手形交換所)による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続 開始決定がされていない者。
- ・民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続 開始決定がされていない者。
- ・印西市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年5月2日告示第95号)の別表に規定する措置要件に該当する者。また、令和7年度印西市入札参加資格を有さない者にあつては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

(2) 法人税法(昭和40年法律第34号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

(3) 過去5年間で国、地方公共団体または学校法人において本業務と同種の履行実績を有する者であること。

3 実施スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	内容	期日・期間等
(1)	質問受付期間	令和8年7月2日(木)正午まで
(2)	質問回答予定日	令和8年7月6日(月)(予定)
(3)	応募受付期間	令和8年7月10日(金)17時まで
(4)	審査結果通知予定日	令和8年7月中旬

※ 都合により期日等が変更となる場合は、本市ホームページにおいて告知する。

4 質問及び回答

質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場

合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

(1) 質問の提出方法

「質問書」(別紙 1)に質問事項を記載の上、電子メールで「11 担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

(2) 回答方法

質問及び回答は、本市ホームページ上にて公開する。質問が無かった場合もその旨を公開する。なお、質問内容が質問者独自の提案に関わるものと判断した場合は公開せず、当該質問者のみへ回答する。

5 応募の手続

本事業へ応募を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 書類

	書類名	様式
①	参加申込	【様式 1】
②	事業者概要	【様式 2】
③	実績一覧	【様式 3】
④	提案内容	様式は任意。 ・別添2「印西市中学校自動販売機設置 評価表」により評価するため、評価表に基づき提案すること。
⑤	商品一覧	様式は任意。 ・商品の説明や保存料・着色料等の添加物の有無、種類、成分説明がわかること。 ・販売価格及び希望小売価格を記載すること。

(2) 提出方法

「11 担当事務局」まで電子メールアドレスへの送付により提出するものとする。提出にあたっては電話による着信確認をすること。メールによる提出ができない場合は、CD-ROMにデータを保存し、持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。

6 受託候補者の選定

提出された書類により、選定委員会(以下「委員会」という)で審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 選定基準

委員会において別紙 3「審査基準」に基づき審査の評価を行い、最高点を得た者を受託候補者として選定する。なお、別紙 3「審査基準」に記載の最低基準点を超えない提案者は失格とする。

(2) 結果通知

結果については、令和 8 年 7 月中旬頃(予定)に、全ての参加者に対し、メールにて通知する。

(3) 参加者が 1 者のみの場合

参加者が1 者のみの場合でも、原則として審査を行い、委員会がその企画提案書等について、本実施要領及び仕様書を満たし、「8 失格事項」に該当しないと判断した場合は、その1 者を受託候補者として選定する。

(4)合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、委員会の合議により上位者を決定する。

(5)その他

審査の経緯や審査内容に関する質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

7 契約の締結

受託候補者として選定された者と、契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容や、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。

なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

8 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (4) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (7) 見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

9 手続きにおいて使用する言語等

- (1)言語 日本語
- (2)通貨 日本円

10 その他

- (1)本事業に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2)提出された書類は、返却しない。
- (3)提出された書類は、再提出等を認めない。
- (4)本事業において提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属するが、印西市情報公開条例（平成 12 年条例第 24 号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。なお、不開示情報として印西市情報公開条例第 7 条第 3 号のア又はイ(会社が保有する技術的提案事項)に該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載することにより、不開示情報とする(記載例：印西市情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当するものとして企画提案書 5 頁から 7 頁までの全部)。
- (5)審査に係る電話等の問い合わせには応じない。
- (6)企画提案書については、事業実施のために使用するものとして印西市に無断でその目的のために使用することはできない。
- (7)本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議の上、定めるものとする。

11 担当事務局

印西市役所 教育委員会 教育部 教育政策課

担 当：小名木(おなぎ)

住 所：〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2

電 話：0476-33-4150

メール：kyouseika@city.inzai.chiba.jp